

2009年10月29日

関西大学法科大学院 法と社会2「法とメディア」第5回

## インターネット・メディアにおける情報漏洩

弁護士・弁理士 近藤 剛史  
tsuyoshi@kondolaw.jp

### I. はじめに

「やるべきことが決まったら、執念をもって最後までやれ。問題は能力の限界ではなく、執念の欠如だ」(土光敏夫)

### II. 企業における個人情報リスク (プライバシー侵害リスク)

#### 1) 企業を取り巻く社会情勢 (再論)

- ・ ユビキタス社会 (サイバースペース)、IT (Information Technology) 社会の誕生
- ・ 情報の収集、分析、利用、加工、管理が容易

↓

- ・ 各支店、各部署、担当者が保有している情報の把握、管理が困難
- ・ (匿名による) 表現の爆発、クレーマー、内部告発 (ネット告発) の出現
- ・ 個人情報 (プライバシー)、営業秘密等の流出の危険性増大  
ex センシティブ情報 (機微情報) も含まれている

↓

- ・ 情報管理の徹底が必要 「蟻の穴から堤も崩れる」(韓非子)
- ・ クライシス・コミュニケーション (危機管理) も必要 ex. 雪印、船場吉兆

#### 2) 各種の情報リスクとその対策 (再論)

【発生原因】	【リスク対策】	【技術的対策】	【管理規定の整備】
外部から	不正アクセス スパム (迷惑メール) 名誉・信用毀損	ファイアーウォール 自動配信停止 検索ロボット	外部からのアクセス禁止 サービス停止の規約 モニタリング
外部・内部	ウイルス	ウイルス対策ソフト	安全管理規程
企業内部	営業秘密の漏洩 著作権侵害 個人情報保護	メール送信ブロック ライセンス管理ツール 安全措置義務(法 20 条)	情報取扱管理規程 ライセンス管理規則 個人情報管理規則

→ .法令遵守体制、システム構築責任の問題としても捉えられるべき。

### 3) 内部統制システム構築義務が争点となった裁判例

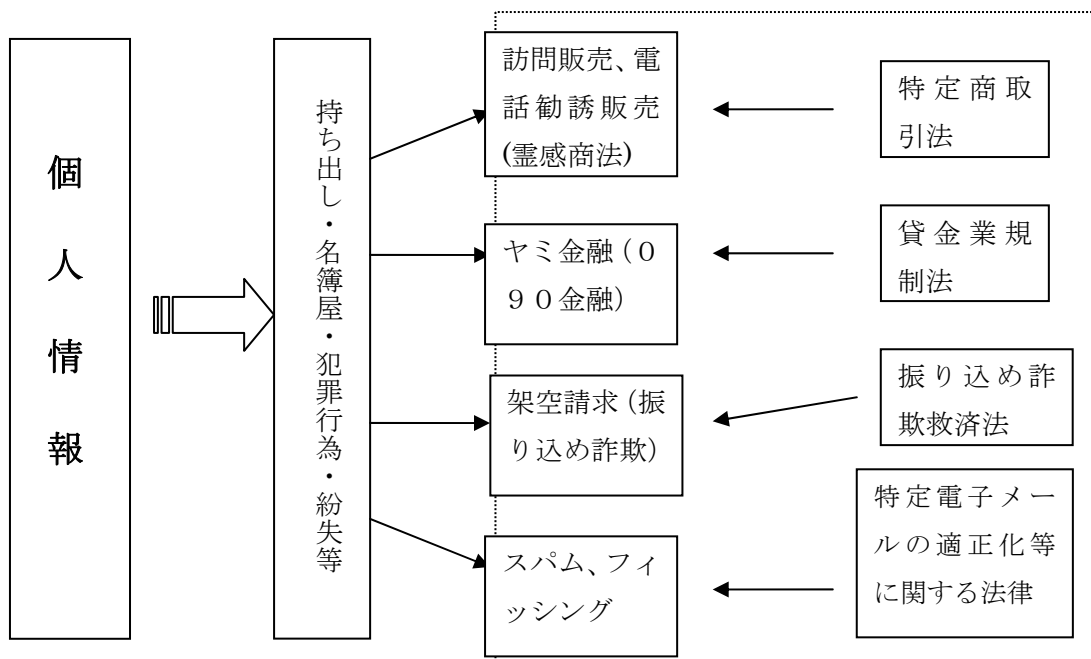
- (1) 大和銀行事件～内部統制システム構築義務に関する初の司法判断
- (2) ヤクルト事件～取締役による長期間に亘るデリバティブ取引とリスク管理
- (3) ダスキン事件～平時のリスク管理と有事のリスク管理

### 4) 内部統制構築義務の法整備

2006年（平成18年）5月1日に施行された会社法においては、大会社に対し内部統制構築義務が認められ（362条4項6号、同条5項、会社法施行規則100条1項）、2007年6月7日に成立した金融商品取引法においては内部統制の報告書の作成、および監査人による監査証明が義務づけられることとなった（金融商品取引法24条の4の4、193条の2第2項）。

## III. 個人情報に関する問題

### 1) 個人情報を巡る状況



※事後的規制ではなく、情報漏洩を防ぐための予防策が重要。

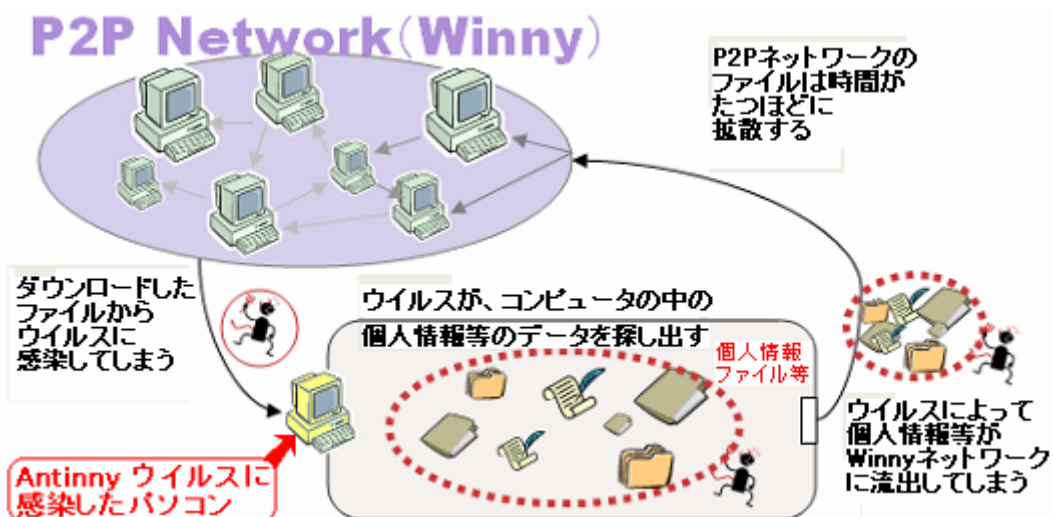
### 2) 重点3分野 ①医療（病院）、②信用情報（金融）、③情報通信分野

医療機関の場合、私立病院は個人情報保護法、国立がんセンターなどの国立病院は行政機関個人情報保護法、国立大学病院は独立行政法人等個人情報保護法、自治体では個人情報保護条例が適用される。

### 3) Winny 関連事件

官公庁や大企業の取り扱う個人情報や機密情報等が職員等の私有または私用パソコン（以下「私有パソコン」という。）から漏洩したとする事件。

社員（職員）がファイル交換ソフト Winny を導入（インストール）した私有パソコンに、官公庁や企業等で取り扱う個人情報や機密情報等をコピーし、使用していたところ、ウイルス（W32/Antinny）に感染し、情報漏洩したという内容。



（情報処理推進機構 [http://www.ipa.go.jp/security/topics/20060310\\_winny.html](http://www.ipa.go.jp/security/topics/20060310_winny.html)）

#### IV. 個人情報保護法の概要

##### 1) 立法経緯、趣旨

OECD 8 原則、EU ディレクティブ（第三国への個人データの移転原則）国、地方公共団体、個人情報取扱事業者の義務等を定める「行政法」個人情報保護法が平成 17 年 4 月に全面施行。

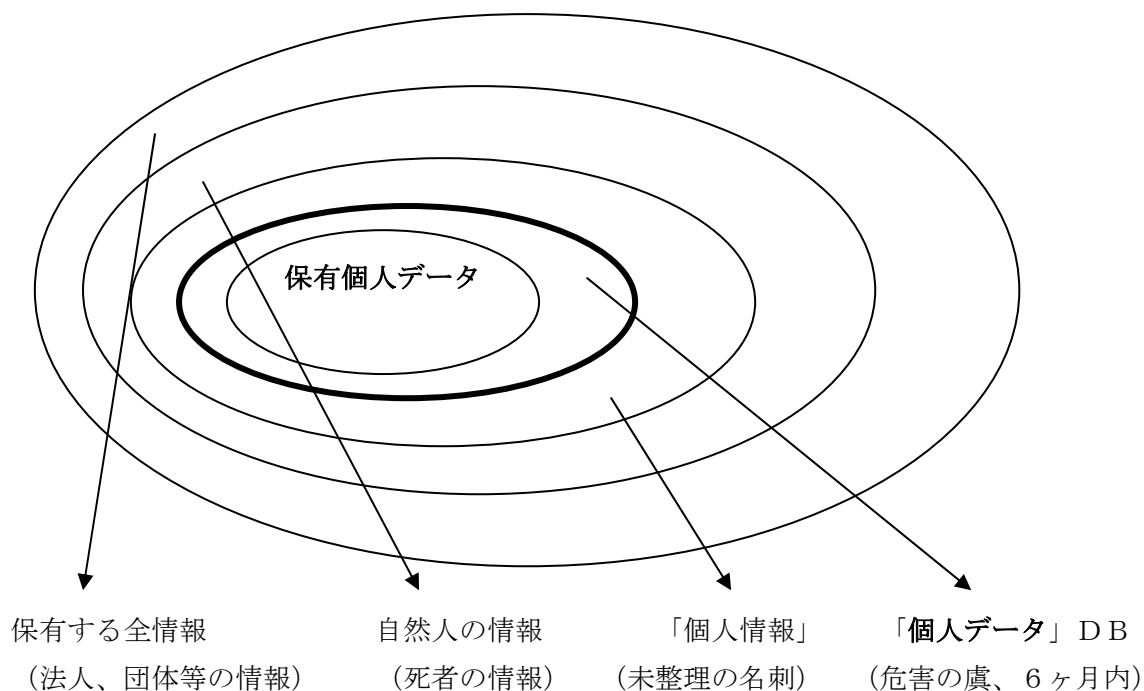
##### 2) 定義（2 条）

- ・「個人情報」  
生存する個人に関する情報（識別可能情報）
- ・「個人情報データベース等」  
個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。マニュアル処理情報を含む）
- ・「個人情報取扱事業者」  
個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）
- ・「個人データ」  
個人情報データベース等を構成する個人情報

・「保有個人データ」

個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3) 「保有個人データ」(法2条5項) [情報に関する概念図]



4) 個人情報取扱事業者の義務等

a) 利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)

個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

b) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)

偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止

個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表

本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

c) データ内容の正確性の確保 (19条)

利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

d) 安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)

個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督

e) 第三者提供の制限 (23条)

本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止

本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の

事項を通知等しているときは、第三者提供が可能  
委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その  
他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

f) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等  
保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

g) 苦情の処理（31条）

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

5) 若干の検討

a) 加害者の責任法理

個人情報取扱事業者が「行政法」たる個人情報保護法に違反しても、同法に基づきストレートに被害者に対する民事上の責任が発生するわけではない。

これまでの事例は個人情報の漏洩事件につき、プライバシー侵害の法理、名誉、信用毀損の法理、営業秘密の漏洩（不正競争防止法）、一般不法行為、債務不履行、使用者責任、従業員の守秘義務違反、取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反等の法理により、その責任が問われてきた。

b) 個人情報保護法・同内部管理規程の位置づけ

{ 個人情報保護法・同規程の違反 → 民事上の違法性を肯定する要素  
個人情報保護法・同規程の遵守 → 民事上の違法性を否定する事情

c) 内部管理規程を検討する視点

同内部管理規程においては、合理性を有するものであり、また実際に履践可能なものであり、かつ遵守されていることが重要。

また、コンプライアンスの観点からは、「これは決して組織ぐるみではない。不心得者が、実践されていた明確な手続ルールを逸脱した」ことを事後的に証明することができるかどうかも重要。

d) 各種の損害

後述する通り、実際には、慰謝料の金額そのものよりも、弁護士費用や訴訟遂行コスト（*opportunity cost*）の方が大きく、さらに信用(*goodwill*)毀損などによる損害が最も深刻な問題。

## V 金融（信用情報）分野のケース

1) 具体的事例

①2009/10/23 約1万4600人分のATM利用情報を記録したCD-Rを紛失・ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行は、千葉県にある袖ヶ浦のぞみ野郵便局において、約1万4600人分の顧客情報を記録したCD-Rを紛失したと発表した。所在不明となっているCD-Rは、2006年11月から2007年8月までのATMにおける取引情報を記録したATMジャーナル。10月15日に紛失していることが判明した。ATMジャーナルには、貯金の預払いや電信振替を行った約1万4400人分、通常の払込み操作を行った約200人分の個人情報記録されていた。氏名や口座番号、取引金額のほか、一部では住所が含まれる。

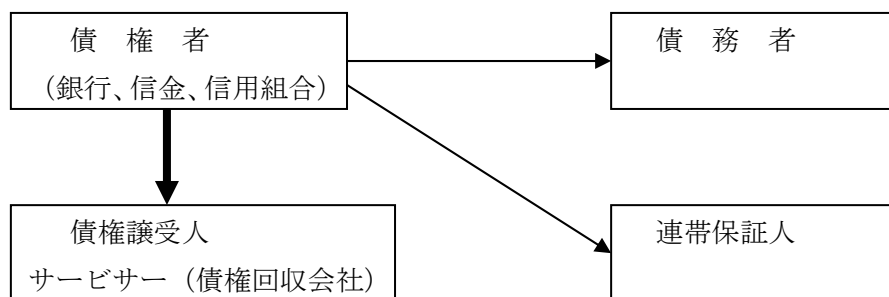
②2009/10/22 利用頻度低い口座の預金印鑑票約2800件が所在不明に - 仙台銀行

仙台銀行において、顧客情報が記載された預金印鑑票2795件が所在不明になっていることがわかった。書類整理中に誤って廃棄された可能性が高いという。同行気仙沼支店において、預金口座開設の際に顧客が提出する預金印鑑票2795件の紛失が判明したもので、顧客の氏名、住所、電話番号、口座番号、性別、生年月日、勤務先などが記載されている。

③2009/10/08 契約者情報1万3574人分がファイル共有ソフト「Winny」上へ流出 - かんぽ生命

かんぽ生命保険の顧客情報が、業務委託先からファイル共有ソフト「Winny」を介してインターネット上へ流出していたことがわかった。民営化前となる日本郵政公社簡易保険事業総本部がシステム開発業務を委託していた日本情報通信開発（JICD）から流出したもの。氏名や生年月日、住所コードなど契約者情報1万3574人分が含まれる。かんぽ生命によれば、2007年3月ごろ、委託先の従業員が作業のために自宅のパソコンへメールでデータを送信。その後インストールされていたWinnyからウイルス感染をきっかけに外部へ流出した。データの流出時期は2009年10月4日ごろと見られており、7日に被害へ気がついたという。

2) 金融機関における諸問題



- ・債務者と連帯保証人とは、相互に利害関係を有しており、住所、居所、電話番号の連絡先を知りたい場合が多い。
- ・将来的に、さらにサービサーへの債権売却がなされる場合がある。その場合、「第三

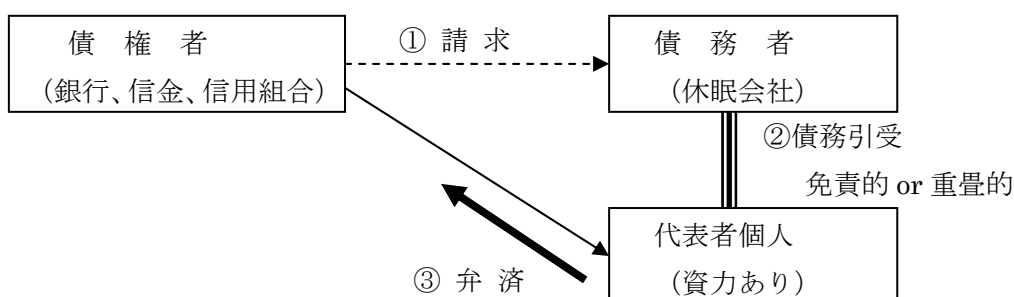
者提供」となる。

- ・複数の金融機関（譲渡行）からの多様な個人情報が入ってくる。
- ・もともと情報の利用に関して利益が相反しており、譲渡後において信頼を基礎とした情報提供を受けにくい。
- ・個人情報に関連する簿価（買取価格）や不動産入札価格など情報漏洩が重大な結果を招く。
- ・弁護士その他、債務者の経理担当者、コンサルタント、不動産業者等の第三者が交渉に立ち会う場合が多い。

### 3) 事例研究

Q 債権者は、①当初、債務者に対し請求を行っていたが、休眠会社（事実上破産）となってしまったことから、代表者個人のみから返済を受けることにし、②代表者個人に債務引受させることにした。その後、③代表者個人のみが弁済を行っていたが、6年が経過したある時、代表者個人が債務者（会社）の債務について消滅時効が完成していると主張してきた。

この場合、代表者個人の主張は認められるのか、債務引受の方法につき場合分けをして検討しなさい。



### 4) クレジット会社における与信判断

株式会社シー・アイ・シー (Credit Information Center)

[http://www.cic.co.jp/rkaiji/ki01\\_kaiji.html](http://www.cic.co.jp/rkaiji/ki01_kaiji.html)

個人信用情報開示手続により、開示や訂正等の手続が可能。

## V プロバイダー責任制限法

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (いわゆる「プロバイダー責任制限法」)

### 1) 趣旨

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定

電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

## 2) 内容

プロバイダ責任制限法の図解（別紙参照）

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/top/pdf/zukai.pdf](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/pdf/zukai.pdf)

### (a) 被害者に対する損害賠償責任の制限

プロバイダ等は、以下の①または②の場合でなければ、削除に応じなくても、被害者に対して賠償責任は生じない（3条1項）

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- ② 違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

### (b) 発信者に対する損害賠償責任の制限

プロバイダ等は、情報を削除しても、以下の①または②に該当する場合、発信者に対しては、賠償責任は生じない（3条2項）

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- ② 権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、発信者から7日以内に反論がない場合。

### (c) 被害者に対する発信者情報開示請求権の付与

被害者は、以下の①②いずれにも該当する場合に限り、プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求できる（4条1項）

- ① 請求する者の権利が侵害されたことが明らかであること
- ② 損害賠償請求権の行使のために必要である場合、その他開示を受けるべき正当な理由があること。

## 2 裁判例

### ・ Yahoo事件（2003年3月31日東京地裁判決）

インターネットサービス大手ヤフーに対し、プロバイダ責任制限法に基づいて投稿者の身元の情報開示を求めた事件で、東京地裁は、「真実でないとの証明は、被害者側が行うべきだ」と指摘し、「原告側の証拠により、真実でない」と認められる」「企業の社員が業務で送信した場合は、企業に損害賠償を求めることができ、投稿者が特定されたとしても、それ以上の開示を拒んではならない」と判断した。

本事案は、ヤフーは提訴後、投稿者のメールアドレスだけは開示し、本人が原告側に氏名を明かして謝罪した。しかし、投稿者が別の医療機関の社員だったため、原告側は「組織ぐるみの疑いがあり、発信元のパソコンも特定する必要がある」と主張して、IPアドレスと発信時刻の開示を求めているもの。